別紙２の（１）（第３の１関係）

認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年　　月　　日

□　香川県農業協同組合

□　香川県信用農業協同組合連合会

□　農林中央金庫　　　　高松支店

□　　　　　銀行　　　　　　　店

御中

□　　　　　信用金庫　　　　　店

□　　　　　信用協同組合　　　　　店

□　株式会社日本政策金融公庫　高松支店

　　　　　　　　　　　　意見書作成者　香川県（又は指導農業士等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 借入希望者 | 氏　名 |  |
| 住　所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 総合意見 | □　経営改善資金計画書を達成する見込みがある  □　経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 判断根拠 | 項 目 | 判　定 | 課題の内容等 |
| 適 性  意 欲 |  |  |
| 技 術  知 識 |  |  |

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。

「判定欄」の記載は、◎…妥当、○…課題はあるが概ね妥当、△…疑義あり

|  |  |
| --- | --- |
| 就農後の  指導支援 | （作成支援者等による指導・支援体制） |

（別紙２の（５）の①　（第３の１関係））

（記載要領）

１　意見書の作成機関

　　本意見書は、県（普及センターを含む。）が作成し（必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。）する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士等も作成することができる。

２　「総合意見」欄

　　借入希望者が、今回の借り入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、３の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の□にチェックを入れる。

３　「判断根拠」欄

　　「判定」の欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

　　項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

　（適性・意欲）

　　農業を行っていくだけの充分な体力があるか

　　新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか

　　地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

　　借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

　（技術・知識）

　　研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

　　労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、妥当な水準か

４　就農後の指導・支援

　　就農後における普及センターや研修先、市町、農業協同組合等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。